申請の流れ

対応者（色別） ⇒申請者　⇒町　⇒工事業者

認定申請

・認定調査日時を調整します。（立会をお願いします。）
・認定済件数が募集件数を超えた場合は、受付を終了します。
募集の終了については、町公式HPにてお知らせします。

【必要書類】　危険空家判定申請書（様式第1号）、位置図、外観写真（2面以上）
家屋平面図（※１）、固定資産税納税通知書及び課税明細書（写）（※１）

判定調査

判定通知

・判定通知を受けた場合は、速やかに補助申請をしてください。
・申請書類が整わない場合や、一定期間を過ぎても補助申請をされない場合は、
申請を受け付けない場合がありますので、ご了承ください。

【必要書類】　危険空家等除却促進事業補助金交付申請書（様式第3号）、実施計画書（様式第4号）
家屋及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）、家屋及び土地の所有者又は相続確認書類（※２）
誓約書（様式第５号）、土地所有者承諾書（様式第６号）（※２）、権利者同意書（様式第７号）（※２）
承諾が必要な場合の承諾書（※２）、工事見積書（※３）、解体工事業者の許可書（写）
危険空家等認定通知書（写）、位置図

補助申請

・必要な書類の提出を求めたときは、指示に従ってください。

交付決定通知

・交付決定を受けた場合は、速やかに工事を依頼してください。

工事契約

工事着手

工事内容変更

変更承認申請

変更承認

・工事の内容に変更が生じた場合は、速やかに役場環境政策室に相談をしてください。

【必要書類】　危険空家等除却促進事業補助金変更承認申請書（様式第１１号）
実施変更計画書（様式第１２号）、変更後の工事見積書（※３）
その他、交付申請の際に添付した書類の中で変更となった書類

工事完了

・工事が完了し、業者に代金をお支払い後、速やかに事業完了報告書を提出
してください。
・報告後に必要な書類の提出を求めたときは、指示に従ってください。

【必要書類】　危険空家等除却促進事業完了報告書（様式第１４号）、実績報告書（様式第１５号）
解体工事業者の請求書及び領収書（写）、廃棄物に関するマニュフェスト（写）
補助事業の着手前と完了を確認できる写真、工事請負契約書又は請書（写）

完了報告

補助金額確定通知

補助金請求

補助金支払い

（※１）可能な限り書類を提出
（※２）必要に応じて提出
（※３）内訳明細が分かるものを提出
（特に、動産及び樹木等の除去・処分費などの補助対象
外経費（諸経費含む）は、別項目で計上されているもの。）